おしえて　保育コンシェルジュ！

古賀市子ども家庭センター　2026.10

無償化っていつから？

３歳児とは、４月１日時点で３歳の誕生日を迎えた児童のことを指します
満３歳とは、４月１日時点で２歳で年度内に３歳の誕生日を迎える児童のことを指します

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

●３歳から５歳の子どもたち
全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

幼稚園	満3歳の誕生日前日から無償化
認定こども園 （幼保連携型・幼稚園部分）	満3歳の誕生日翌月から無償化
認定こども園 （幼稚園型・幼稚園部分）	満3歳の誕生日前日から無償化
保育所 認定こども園 （保育所部分）	３歳児から無償化 ※０～２歳児の子どもたち 生活保護法による被保護者世帯、市民税(所得割・均等割）非課税であれば保育料は0円

児童発達支援等を利用している障がいのある子どもたち

３歳児から小学校就学前までの利用者負担が無償化されます。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

〇無償化対象となるには条件があります。
仕事や病気など家庭で保育できない理由がある場合「保育の必要性の認定」を受け、無償化の対象となることができます。

●３歳から５歳の子どもたち
３歳児から、利用日数に応じて日額490円を上限に最大月額12,300円まで預かり保育の利用料が無償化されます。

●満３歳の誕生日を迎えた子どもたち
市町村民税非課税世帯を対象として、利用日数に応じて日額490円を上限に最大月額17,700円までの預かり保育の利用料が無償化されます。

届出保育施設等を利用する子どもたち

〇無償化対象となるには条件があります。
仕事や病気など家庭で保育できない理由がある場合「保育の必要性の認定」を受け、無償化の対象となることができます。

●３歳から５歳の子どもたち
３歳児から月額40,300円まで無償化されます。
●０歳から２歳までの子どもたち
住民税非課税世帯を対象として月額45,700円まで無償化されます。

※企業主導型保育施設の保育料についても減額されます（条件あり）

〈保育コンシェルジュ相談時間・場所〉

場所　サンコスモ古賀子ども家庭センター　電話０９２－９４２－１１５７
開庁時間　9時～16時（土曜・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み）
※保育コンシェルジュの業務の状況などにより子ども家庭センター職員が代わりに対応させていただく場合があります。